

令和7年度

高槻市立松原小学校

いじめ防止基本方針

# 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

## (1) いじめの判断

いじめ防止対策推進法の定義に基づいて判断します。

### いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

### 【具体的ないじめの態様の例】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

ア. 法の対象となるいじめにあたるか否かの判断をするに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう、いじめを広くとらえること。

※インターネット上で悪口を書かれた児童がおり、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童(生徒)に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

イ. 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、例えばけんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめの被害を受けた児童の立場に立ち、いじめに該当するか否かを判断する。

ウ. いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」を活用して行う。

- エ. 好意から行った行為が意図せず相手側の児童の心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに被害者に謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等は、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- オ. いじめの中にも、犯罪行為として取り扱うべきと認められ、早期に高槻警察に相談するものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもある。その場合には、教育的な配慮や被害者の意向を配慮する上で、早期に警察への相談・通報を行い、警察と連携した対応を図る。

## (2) 基本方針

本校の教職員は、児童理解を深め、すべての児童が安全に安心して学ぶことができるよう努めます。また、健全な心身の成長及び人格の形成に資する指導を粘り強く行います。

いじめについては、「どの子どもにも、どの学級においても起こり得る」ものであることや、「誰もが加害者にも被害者にもなり得る」ものであることを十分認識し、児童が同じ失敗をくり返すことがないように、一人ひとりの成長につながる指導を行います。

そのため、いじめの早期発見や早期対応に努め、いじめの兆候に気付いた場合は、いじめ対策委員会を中心に、以下の基本認識を持ちながら、児童一人ひとりに応じた指導や支援を組織的に行います。

ア. 「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を持って対応します。

教職員はいじめという行為はぜったいに許されないという姿勢で指導を行います。

また、いじめをはやし立てたり面白がったりする行為や、周辺で傍観したりする行為はいじめに加担することになり、いじめと同様に許されないという認識のもと、関わったすべての児童が、いじめを受けた児童の思いを汲み取り、人権尊重の立場に立った行動ができるよう継続的な指導を行います。

イ. いじめを受けている児童の立場に立ち、早期発見に努めます。

校内の教育相談体制を充実させ、児童の表面的な言動にとらわれずに、内面の悩みや願いを受け止め、児童の発するサインを見逃さずに鋭敏に感知するよう努めます。

特に学級担任は、自分の学級でもいじめ事象が発生し得るという危機意識を常に持ち、児童の人間関係や生活の状況を日ごろから綿密に観察し、早期発見に努めます。

**ウ. いじめ対策委員会を中心に、組織的な対応を行います。**

いじめの兆候に気づいた場合は、速やかに管理職に報告するとともに、いじめ対策委員会が中心となり、正確な事実を明らかにするための調査を組織的行います。

また、全教職員が連携し、速やかにいじめ行為をやめさせます。

**エ. いじめを受けている児童及び保護者に対する支援を継続して行います。**

いじめを受けている児童には「絶対に守る」という学校の意思を伝え、心のケアと安全確保に努めます。

また、保護者に事実経過や対策について十分に説明し、保護者の協力も得ながら児童に対する支援を行います。

さらに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援を継続して行います。

**オ. いじめに関係した児童の保護者と連携し、指導や支援を継続して行います。**

いじめの解決のためには保護者が極めて重要な役割を担っておられることから、関係する保護者にも事実経過や学校の指導方針を丁寧に説明します。

特に、児童が過ちに気づき、心から反省し、好ましい人間関係を築けるようになるためには、保護者の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさが必要であることから、保護者との協議を十分に行い、指導方針や内容についての共通理解を図り、連携・協力して指導を行います。

**カ. 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、関係機関と連携して毅然とした指導を行います。**

犯罪行為として取り扱うべきいじめが発生した場合や、学校だけで解決が困難な事態が発生した場合は、高槻警察署少年係や茨木少年サポートセンター、吹田子ども家庭センター等と連携して指導を行います。

## 2. いじめ対策のための組織

① 名 称 高槻市立松原小学校いじめ対策委員会

② 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導担当、生徒指導部メンバー、支援担代表（特別支援教育コーディネーター）、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどにより構成する。内容・案件により、他の必要な教職員や学校関係者等の出席も可とするなど、校長が実情に応じて定めるものとする。

③ 活 動

（未然防止・早期発見）

- ア. いじめ防止基本方針の策定と見直し
- イ. 未然防止のための年間指導計画の策定・実施・評価
- ウ. 早期発見のための年間指導計画の策定・実施・評価
- エ. 教職員の資質向上のための校内研修の計画の策定・実施・評価
- オ. 各取組の効果検証

（事案対応）… 緊急に召集

- ア. いじめ事案の事実調査
- イ. ケース検討会議の開催（指導・支援方針の策定、役割分担）
- ウ. 指導・支援の進捗管理

### 3. 未然防止の取組

誰もが、いじめの加害者にも被害者にもなり得るものであることを踏まえ、以下の教育活動を通して、いじめの未然防止に取り組みます。

#### (学級経営)

- ① 日常の指導を通して、児童一人ひとりに次のような認識を育てます。
  - ア. いじめは人間として絶対に許されないということ
  - イ. いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないということ
  - ウ. いじめを大人に伝えることは正しい行為であるということ
- ② 児童の発達段階を踏まえ、グループ内での児童の人間関係の変化を的確に捉え、学級経営やグループ指導を行います。
- ③ 教職員の何気ない言動が児童に大きな影響力を持つことに十分留意し、教職員自身がいじめを助長するような言動は厳に慎みます。

#### (日常的な指導)

- ① いじめを受けた児童が、友人、教職員、保護者に相談できるよう、児童を徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示します。
- ② 教育センターの教育相談や『はにたんの子どもいじめ110番』等、校内外の相談場所を周知します。

#### (道徳科の時間)

道徳科の指導を通して、次のような道徳的実践力を育成します。

- ア. 自尊感情を育て、自ら主体的に考え、判断することができる。
- イ. 他者に対して思いやりや信頼の気持ちを持ち、共に支え合える。
- ウ. お互いの違いを認め合い、高まり合える集団を創ろうとする。
- エ. 差別や偏見がなく、すべての人の権利が尊重される社会をつくるために行動しようとする。

#### (特別活動)

特別活動の指導を通して、次のような資質・能力を育成します。

- ア. 一人ひとりが学級の役割を分担し、係や班活動を通して、学級生活や学校生活の向上に努める態度を育てる。
- イ. お互いの人権を尊重するため、学級や学年の課題について、話し合い活動を通して解決する力を育てる。
- ウ. 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組めるようにする。

## 4. 早期発見の取組

いじめは大人が気づきにくい形でおこなわれることを十分認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いを持って、早い段階からの確にかかわりを持ちます。

また、いじめを積極的に認知するため、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つよう努めます。

### ア. いじめ調査アンケートの実施

- ・児童対象 8項目の意識調査兼生活アンケート（年3回 6月・11月・2月）
- ・毎月のスクリーニングシートの実施

### イ. いじめ相談体制

- ・スクールカウンセラー
- ・担任に何でも相談することを日常から伝える
- ・担任以外のどの教員（SSWも含む）にでも、相談してよいことを伝える。
- ・他の教育相談窓口の周知

### ウ. 校内研修

- ・校内いじめ防止研修
- ・第六中校区 生活指導・学校安全部会（年8回）

### （日常的な観察）

- ① 日常の観察により児童の生活実態のきめ細かい把握に努めます。
- ② 児童や保護者からのいじめの訴えや情報については、真剣に受け止め、すみやかにいじめ対策委員会において情報交換するなど、適切かつ迅速な組織対応を図ります。
- ③ 生徒指導上の課題が多くあるときには、同時にいじめが起きている場合もあることに留意し、一人ひとりの状況把握をより丁寧に行います。

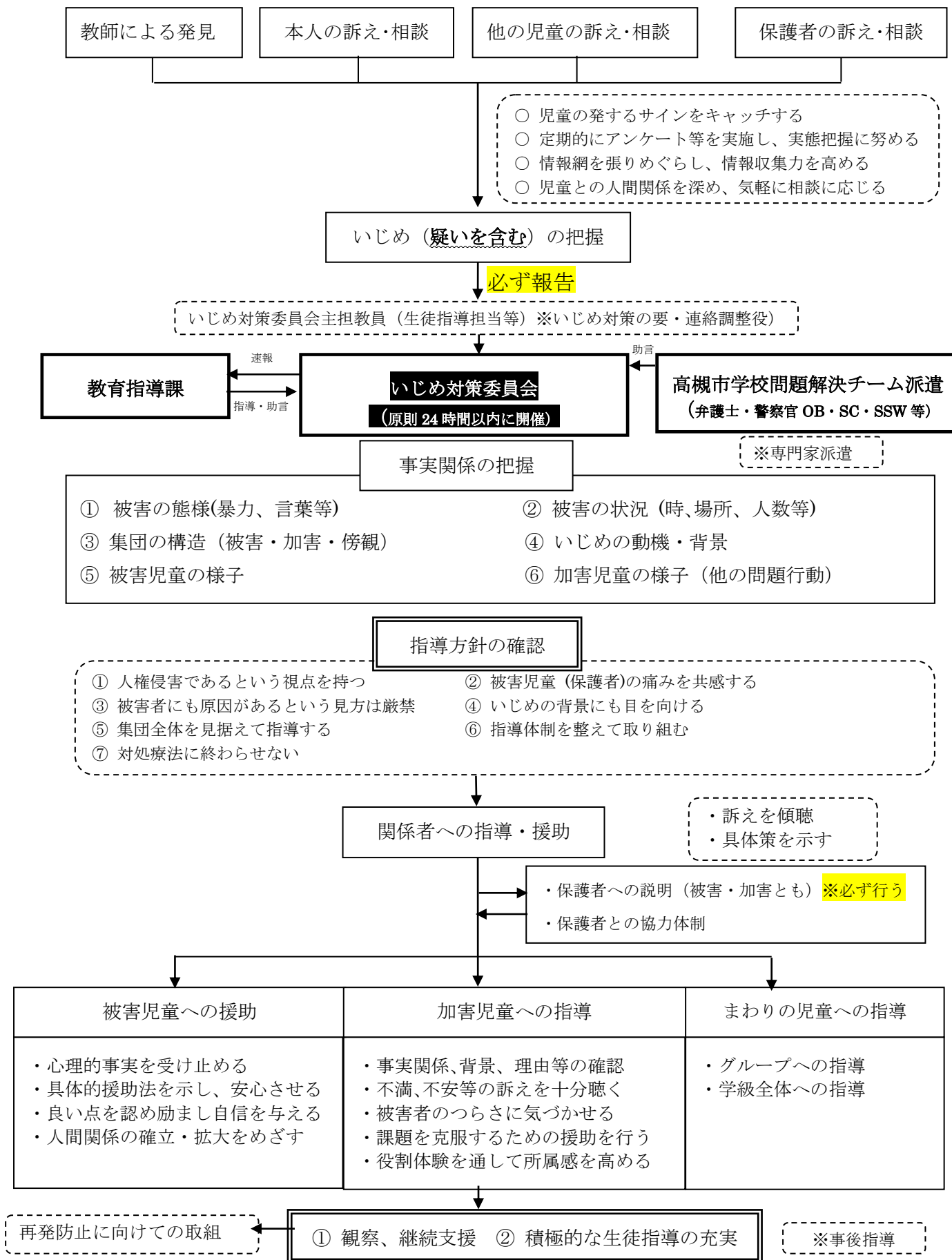
### （特に配慮が必要な児童）

特に配慮が必要な児童については、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を日常的に行うとともに、保護者との連携や周囲の児童の理解を深める指導を行います。

## 5. いじめに対する措置

いじめの兆候に気づいた場合は、基本的には下記の流れで組織的な対応を行います。

### 学校いじめ事案対応フローチャート



### **(組織的な対応)**

- ① いじめ対策委員会を中心にきめ細かな状況把握と適切な指導と支援に努めます。

### **(事実関係の究明)**

- ① いじめを受けている児童の心理的圧迫感をしっかりと受け止めながら、丁寧に聞き取りを行うとともに、当事者だけでなく、まわりの児童からの情報収集を行い、正確な事実関係の把握を迅速に行います。
- ② いじめの兆候を発見した場合は、いじめを受けた児童からの訴えが弱いことを理由に事案を軽視したり、いじめを行った側といじめを受けた側の主張に隔たりがあることを理由に、必要な対応を欠いたりすることがないように努めます。

### **(いじめを行った児童への指導・措置)**

- ① いじめを行った児童に対しては、教育的配慮をしつつ、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行います。
- ② いじめ行為をくり返すなど、深い反省が見られない児童に対しては、一定期間、校内において、通常の学級とは異なる場所で特別の指導計画を立てて指導をします。
- ③ ②の指導を行っても改善が見られない場合や、いじめの状況が一定の限度を超える場合<sup>\*</sup>には、いじめを受けた児童を守るために、いじめを行った児童に対する出席停止の措置について教育委員会に意見具申を行ったり、警察等適切な関係機関の協力を求めたりします。  
※ 暴行や傷害、恐喝など犯罪行為に当たるような行為については、警察との連携を積極的に図っていきます。
- ④ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、継続して注意を払い、折に触れて必要な指導を行います。

### **(いじめを受けた児童へのケアと弾力的な対応)**

- ① いじめの解決に向けての様々な取組を進め、徹底して守り通します。
- ② いじめを受けた児童の立場に立って、児童が望む場合は、緊急避難としての措置を検討します。その際、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障が生ずることのないように十分留意します。
- ③ いじめを受けた児童に配慮するという観点から、必要な場合は、班や座席替えなども検討します。

## (いじめの解消)

単に謝罪をもって安易にいじめを解消とするのではなく、その後の様子を学校全体で丁寧に見守り、下記のア、イをもって、解消とみなします。

ア. いじめの行為が止んでいること

概ね3ヶ月間、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいること。

イ. 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめにかかわる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

なお、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、その後も児童の様子を見守ります。

## 6. その他

### (1) 家庭・地域社会との連携

- ① いじめ防止基本方針については、年度初めにホームページで公表し、保護者や地域住民の理解や協力を求めます。
- ② いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応します。また、PTA役員や常任委員、学校評議員、地域の代表者への情報提供や意見交換の機会を設け、家庭・地域社会との連携を積極的に図ります。
- ③ 実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、情報提供を行うことにより、児童の健全育成や人格形成のために、保護者や地域住民の協力を求めます。

### (2) インターネット上のいじめへの対応

- ① インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、保護者と連携して、書き込み箇所の内容を確認するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査を行います。
- ② 書き込みへの対応については、被害にあった児童及びその保護者の意向を尊重し、保護者と連携して当該児童の精神的ケアに努めます。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署、教育委員会等、外部機関と連携して対応します。
- ③ インターネットやSNS（LINE等）には、いじめを生み、拡大させる土壌があることや、参加者は意図がなくても加害者になるという危険性があることを十分に認識し、トラブルの早期発見に努めます。
- ④ ネットトラブルは、学校では発見しにくいことから、学校と保護者の連携や、保護者同士の連携協力をお願いします。
- ⑤ 情報リテラシーに関する教育を進め、「情報の受け手」や「情報の発信者」として必要な知識・能力を育成します。

### (3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席していることが、いじめに起因するという疑いがある場合は、次の対処を行います。

- ア. 重大事態の疑いがある旨を、教育委員会にすみやかに報告します。
- イ. 教育委員会と協議の上、当該事案を調査する組織を設置します。
- ウ. 上記組織を中心として、いじめの事実関係や学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にするための調査を実施します。
- エ. 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

## いじめ防止等に関する年間計画

	児童会	学級活動	道徳教育 総合的な学習の時間など	アンケート 教育相談	研修	いじめ防止 等
4月		学級開き	4年 「だいじょうぶかな」			生徒指導部会
5月	一年生を 迎える会 ペア交流		1年 きれいなはなをさかせたい(生活) 3年 国際理解教育「世界の言葉」 「いのちのまつり」			生徒指導部会
6月			1年 障がい理解教育「支援学級紹介」 2年 国際理解教育「色々な国の歌で遊ぼう」 「おれたものさし」「森とともだち」 「いっしょになって、わらっちゃだめだ」 「となりのせき」 5年 「どうすればいいんだ」 「心のレシーブ」 「クマのあたりまえ」 6年 「ぼがじゃん！」	生活アンケート (8項目の意識調査)教 育相談	校内研修① (生徒指導) 校内研修② (生徒指導)	学校評議員会 生徒指導部会
7月	児童生徒議会	大掃除	1年 「ふわふわことば」 「はしのうえのおおかみ」 4年 「わたしがみつけた小さな幸せ」 6年 「あなたはどうか考える？」		校内研修③ (生徒指導)	旧学期末集約 生徒指導部会
9月			1年 「ダメ」「こころはっば」 4年 「電池が切れるまで」 5年 「お母さんへの手紙」 6年 「たった1つの命だから」			生徒指導部会
10月	You are good 運動		6年 「みんないっしょだよ」	生活アンケート (8項目の意識調査) 教育相談		生徒指導部会 中間総括
11月	松原フェスティバル You are good 運動		1年 「ええところ」 2年 人権教育「いまどんなきもち」 4年 障がい理解教育「点字車いす体験」		いじめ対応 チェックシート(学 校用)	生徒指導部会
12月	児童生徒議会学習会	大掃除	2年障がい理解教育「みんな違ってみんないい」 3年 国際理解教育「世界の言葉」 4年 「うめのきの四人兄弟」			生徒指導部会 旧学期末集約
1月			1年障がい理解教育「雨の日は好き、きらい」	生活アンケート (8項目の意識調査) 教育相談		生徒指導部会
2月	児童生徒議会		2年 障がい理解教育「十人十色なかえるの子」 3年 「いのちのまつり」		いじめ対応 チェックシート(学 校用)	生徒指導部会 学校評議員会
3月	卒業生を 送る会	大掃除			校内研修総括④ (生徒指導)	年度末総括

### <高槻市の相談窓口>

- 『はにたんの子どもいじめ110番』



QRコードを読み取っていただくと、  
『はにたんの子どもいじめ110番』の  
ページにつながります。

- 高槻市教育センター

『電話教育相談』 072-673-0783

\*12:30~16:30 月~金曜日(祝日を除く)

『面接相談』 072-675-0398

\*予約の受付 10:00~17:00 月~金曜日(祝日を除く)

### <大阪府の相談窓口>

- 『すこやか教育相談24』

0120-0-78310 (※平成28年4月1日より番号が変更されています。)

\*24時間対応の電話相談窓口です。

\*IP電話からはかかりません。

- 大阪府教育センター『すこやか教育相談』

すこやかホットライン(子どもからの相談)

06-6607-7361 Eメール: [sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp](mailto:sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp)

さわやかホットライン(保護者からの相談)

06-6607-7362 Eメール: [sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp](mailto:sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp)

しなやかホットライン(教職員からの相談)

06-6607-7363 Eメール: [sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp](mailto:sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp)

\*電話相談 月曜日~金曜日 9:30~17:30 (祝日・年末年始は休み)

\*Eメール相談 24時間受付(回答は後日になります)

\*FAX相談 FAX番号(06-6607-9826)

- 被害者救済システム『子ども家庭相談室』

0120-928-704 (無料電話 18歳未満のみの対応)

06-4394-8754 (保護者等)

\*大阪府教育委員会が運用する、民間連携支援機関による相談窓口です。

\*10:00~20:00 月・火・木曜日(祝日・休日は除く)



# 学校生活についてのアンケート

なまえ( )

このアンケートは、みなさんが楽しく学校生活をおくれるようにするためにおこないます。  
日ごろの学校生活をふりかえって、質問にこたえてください。

あなたは松原小学校の友だちから次のことをされたことがありますか。 あてはまる口に○をかいてください。	ない	ある
①なかまはずれにされたり、むしされたりしたことがある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②いやなことを言われたことがある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③いやなあだ名でよばれることがある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④おかねやもちものをとられたことがある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤もちものがこわされたりしたことがある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

何か気になることや、伝えておきたいこと・話をしたいことなどがあればかいてください。  
(自分のことや友だちのことでもいいです。)